

公 告

京都市桃山東第二地区土地区画整理事業の施行地区の区域変更のため、土地区画整理法第39条第2項において準用する同法第19条第1項に規定する申請がありましたので、土地区画整理法施行令第68条の規定により、次のとおり新たに施行地区となるべき区域を公告し、当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供します。

なお、当該区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、平成18年9月15日までにその借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて申告してください。

平成18年8月15日

京都市長 榊本 頼兼

1 新たに施行地域となるべき区域

京都市伏見区桃山町丹後34番3

桃山町丹後146番2

京都市伏見区桃山町養斉36番2

桃山町養斉132番4

京都市伏見区桃山町大島112番2

京都市伏見区桃山町和泉6番19

2 縦覧期間

平成18年8月15日から同年9月1日まで

(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)

3 縦覧時間

午前8時50分から午後5時20分まで

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市建設局都市整備部区画整理課

(建設局都市整備部区画整理課)